

平成 22 年 11 月 17 日

お客様各位

株式会社長谷工コミュニティ
代表取締役 大 高 進

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 10 月 1 日付けにてご報告いたしました、弊社の再委託先の元社員(管理員)による管理組合様の共用施設利用料等の現地現金収入の着服という不祥事件に対し、国土交通省関東地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分を受けましたのでご報告申し上げます。

弊社といたしましては、この度の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまならびに関係者の皆さまに大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

既に再発防止に向けた取り組み等を進めておりますが、引き続き内部管理体制の更なる充実・強化を図るとともに、法令順守の徹底を行い、皆さまからの信頼の回復に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分年月日

平成 22 年 11 月 12 日

2. 処分の内容

指示処分

1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者すべてに速やかに周知徹底すること。

(2) 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。

(3) 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

(4) 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。

2. 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

管理業務を受託している管理組合において、再委託先の元社員(管理員)が管理組合財産を着服し、当該管理組合の財産に損害を与えた。

以 上

【お客さまからのお問い合わせ先】

株式会社長谷工コミュニティ 業務推進部

03-3457-1222